

資料編

伊達市第3次総合計画の策定経過

日 程	会議等名	主な内容・協議事項等
令和3年度		
10月 4日	第1回庁内策定本部会	策定スケジュール等について
10月 13日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問 ・策定スケジュール等について
9月～12月	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：16歳以上の市民 3,000人 (無作為抽出) ・回収率 35.3%
	中学生アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市内の中学2年生 461人 ・回収率 93.3%
1月 18日 ～1月 20日	各種団体等分野別意見交換会	27団体等から今後のまちづくりへの提案
2月 21日	第2回庁内策定本部会	構成イメージについて
3月 16日	第2回審議会	構成イメージについて
令和4年度		
5月 14日	市民ワークショップ	今後のまちづくりへの提案について
5月 21日		
6月 22日	第3回庁内策定本部会	総論・基本構想（案）について
7月 13日	第4回庁内策定本部会	総論・基本構想（案）の修正について
7月 20日	第3回審議会	総論・基本構想（案）について
8月 25日	第5回庁内策定本部会	前期基本計画（案）について
9月 9日	第6回庁内策定本部会	前期基本計画（案）の修正について
9月 14日	第4回審議会	前期基本計画（案）について
9月 29日	第5回審議会	伊達市総合計画について
9月 29日	答申書手交式	市長あての答申

伊達市第3次総合計画の策定経過

日 程	会議等名	主な内容・協議事項等
9月30日 ～10月17日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、ホームページで総覧 ・9月30日～10月17日 　提出者1名、意見7件
10月31日	第7回府内策定本部会	パブリック・コメントへの対応について
11月11日	議会委員会勉強会	<ul style="list-style-type: none"> ・総論・基本構想（案）について ・前期基本計画（案）について
11月14日		
12月 7日	議会基本構想審査特別委員会	
12月12日		総論・基本構想の審議
12月13日	12月定例会議	総論・基本構想の議決
1月10日	第8回府内策定本部会	前期基本計画の決定

伊達市第3次総合計画諮問・答申

(1) 諒 問

3伊未総第65号

令和3年10月13日

伊達市総合計画審議会長 様

伊達市長 須田 博行

伊達市第3次総合計画について（諒問）

伊達市総合計画審議会条例（平成18年条例第246号）第2条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求める。

記

1 伊達市第3次総合計画に関する事項について

(2) 答 申

令和4年9月29日

伊達市長 須田 博行 様

伊達市総合計画審議会
会長 内貴滋

伊達市第3次総合計画について（答申）

令和3年10月13日付け3伊未総第65号で諒問のありました伊達市第3次総合計画に関する事項について、審議の結果を添付のとおり答申します。



伊達市総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
帝京大学 経済学部地域経済学科 教授	内貴 滋	会長
伊達川東地区協議会 会長	佐々木 義伸	
梁川町自治組織連絡会 会長	名谷 勝男	
NPO 法人保原中央自治振興会 理事長	佐藤 貞夫	
靈山地域自治組織連絡協議会 会長	大友 靖子	副会長
月館地域自治組織連絡協議会 会長	渡邊 好宏	
社会福祉法人伊達市社会福祉協議会 参事兼福祉課長	佐藤 由美	
伊達市PTA連絡協議会 母親委員	平野 美貴	
Ribbon保育園だて 園長	山田 愛	
伊達市消防団 団長	堀 幸司	
福島県県北保健福祉事務所 健康福祉部 副部長兼健康増進課長	須藤 桂	～令和4年3月31日
福島県県北保健福祉事務所 健康福祉部 主幹兼副部長兼健康増進課長	三瓶 ゆかり	令和4年4月1日～
伊達市商工会 青年部長	阿久津 勇二	
保原町商工会 女性部長	滝澤 茂子	
ふくしま未来農業協同組合 伊達地区本部長	須田 晃一	～令和4年2月28日
	菅野 栄寿	令和4年3月1日～
福島県県北地方振興局 企画商工部 主幹兼副部長（総務）兼市町村支援課長	五十嵐 瞳	～令和4年3月31日
福島県県北地方振興局 企画商工部 副部長（総務）兼市町村支援課長	伊藤 智美	令和4年4月1日～
一般社団法人りょうぜん振興公社 道の駅伊達の郷りょうぜん 支配人	酒井 祐一	
市民	小野 大樹	
市民	菅野 照	

注1) 任期：令和3年10月13日から令和4年9月29日まで

注2) 順不同・敬称略

伊達市総合計画審議会条例

(平成 18 年 9 月 22 日条例第 246 号)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊達市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、伊達市総合計画に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 伊達市の区域内の公共的団体等の役員又は職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊達市総合計画策定本部設置要綱

(平成 18 年 11 月 1 日訓令第 107 号)

(設置)

第1条 伊達市の総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、伊達市総合計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想案、基本計画案、実施計画案の決定に関すること。
- (2) 総合計画策定に係る総合調整に関すること。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、市長、副市長及び教育長並びに各部等の長をもって構成する。

- 2 本部には本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 本部員の任期は、伊達市総合計画の策定が終了するまでとする。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各課等の長をもって構成する。
- 3 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部の会議に付議する総合計画の基本構想案、基本計画案及び実施計画案の調整に関すること。
- (2) 総合計画策定に必要な資料の提出に関すること。

(部会)

第7条 本部に部会を置く。

- 2 部会は、伊達市総合計画策定プロジェクト・チーム設置要綱(平成 18 年伊達市訓令第 108 号)の規定により設置されたプロジェクト・チームの構成員をもって構成する。
- 3 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会に付議する総合計画の基本構想案、基本計画案及び実施計画案の作成に関すること。
- (2) 総合計画策定に必要な資料の収集に関すること。

資料編

(分科会)

第8条 本部に分科会を置くことができる。

2 分科会は、係長等をもって構成する。

3 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 部会の会議に付議する総合計画の基本構想案、基本計画案及び実施計画案の企画に関すること。

(2) 総合計画策定に必要な資料の収集に関すること。

4 分科会の会議は、必要に応じ担当課等の長が招集し、会議の議長となる。

5 担当課等の長に事故があるときは、担当課等の長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 本部及び幹事会の事務局を未来政策部総合政策課に置く。

2 部会及び分科会の事務局は、担当部長、担当課長等が指名した職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部の会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日訓令第 28 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 20 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 9 日訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条中第 4 条第 8 号キを加える改正規定は、伊達市立認定こども園条例（平成 26 年伊達市条例第 18 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日訓令第 6 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊達市第3次総合計画とSDGs

SDGsは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」をはじめとする17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本市においても、世界的・全国的な動向を踏まえ、すべての分野にわたって、SDGsを意識した市政運営に積極的に取り組んでいくこととします。

SDGsの17の目標の概要

目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

伊達市第3次総合計画とSDGsの17の目標との関連表

基本目標	施策項目	SDGsの17の目標																
		1 持続可能な都市と居住地の建設	2 清潔な水と衛生の供給	3 経済成長と社会的不平等の削減	4 教育の質の向上	5 健康な生活の実現	6 積極的なエネルギー政策	7 環境保護	8 経済成長と社会的不平等の削減	9 経済成長と社会的不平等の削減	10 経済成長と社会的不平等の削減	11 経済成長と社会的不平等の削減	12 経済成長と社会的不平等の削減	13 経済成長と社会的不平等の削減	14 経済成長と社会的不平等の削減	15 経済成長と社会的不平等の削減	16 経済成長と社会的不平等の削減	17 経済成長と社会的不平等の削減
1.安全・安心 できれいな まち	1-1 消防・防災														●	●		●
	1-2 放射線対策		●				●							●				●
	1-3 交通安全・防犯・ 消費者対策		●										●	●			●	●
	1-4 環境保全					●	●					●	●	●		●		●
	1-5 ごみ処理					●					●	●	●				●	●
2.健やかでや さしい健康・ 福祉のまち	2-1 健康づくり		●														●	
	2-2 保健・医療	●	●														●	
	2-3 高齢者支援		●						●			●					●	
	2-4 障がい者支援		●					●			●	●				●	●	
	2-5 地域福祉	●	●	●							●	●					●	
	2-6 国民健康保険・ 国民年金			●														●
3.未来を拓く 人を育む教 育・文化の まち	3-1 子育て支援	●	●	●			●						●			●	●	
	3-2 学校教育					●										●	●	
	3-3 生涯学習				●											●		
	3-4 スポーツ・ レクリエーション		●														●	
	3-5 歴史・文化財・ 芸術文化										●					●		
	3-6 国内・国際交流				●						●					●	●	
4.活力とにぎ わいあふれる 産業のま ち	4-1 農業	●							●	●		●	●				●	
	4-2 林業・森林保全								●	●		●	●			●		●
	4-3 商業								●	●		●	●				●	
	4-4 工業・企業誘致								●	●		●	●				●	
	4-5 観光								●	●			●				●	
	4-6 雇用対策								●								●	
5.便利で快適 に暮らせる まち	5-1 土地利用・ 市街地整備											●					●	
	5-2 道路・公共交通									●		●					●	
	5-3 デジタル化								●							●	●	
	5-4 住宅・定住・ 移住										●						●	
	5-5 上・下水道							●			●					●		●
	5-6 公園・緑地										●						●	
6.みんなでつ くる協働の まち	6-1 男女共同参画				●	●					●					●	●	
	6-2 コミュニティ											●				●	●	
	6-3 市民参画・協働										●					●	●	
	6-4 自治体経営										●					●	●	